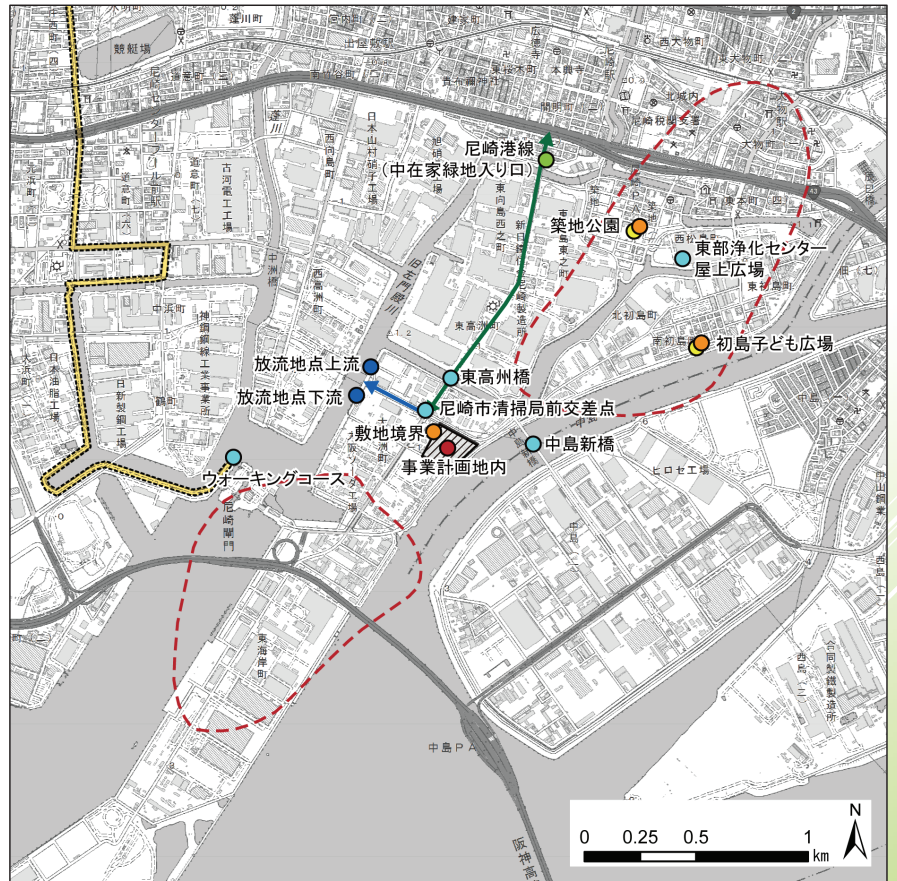


区分	凡例	項目
区域内	●	地上気象
一般環境	●	大気質
	●	騒音
		振動
沿道環境	●	悪臭
		大気質
		騒音
その他	●	振動
		景観
	●	水質
	□	最大着地濃度の約1/2の範囲



現地調査の実施時期

現地調査の実施時期

項目	年月	令和2年度			令和3年度								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大気質			●			●			●		●		
気象		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
騒音											●	●	
振動											●	●	
悪臭			●							●			
水質						●			●		●		●
景観			●			●			●			●	

現地調査の結果(水質:生活環境項目)

準備書p.7.5-4

測定項目	単位	測定地点								環境基準 (参考)	
		放流地点上流				放流地点下流				庄下川	閘門
		春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季		
水素イオン濃度	pH	8.5	8.4	8.0	7.7	8.4	8.3	7.8	7.6	6.5~ 8.5	7.0~ 8.3
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.7	2.1	2.7	2.8	3.9	1.9	2.5	3.2	5以下	-
浮遊物質(SS)	mg/L	5	2	3	2	5	1	4	2	50(30) 以下	-
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.2	13.0	10.7	8.6	7.9	11.9	10.6	9.5	5以上	2以上
大腸菌群数	MPN /100mL	3,300	1,700	4,900	3,300	2,400	1,100	3,300	240	-	-
全窒素(T-N)	mg/L	2.8	1.4	2.7	3.0	2.8	1.4	2.6	3.0	-	1(-) 以下
全リン(T-P)	mg/L	0.045	0.051	0.059	0.076	0.045	0.047	0.055	0.075	-	0.09(-) 以下
全亜鉛	mg/L	0.016	0.005	0.010	0.015	0.011	0.005	0.011	0.021	-	-
ノニルフェノール	mg/L	<0.06	<0.06	<0.06	0.11	<0.06	<0.06	<0.06	0.12	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	<0.0001	0.0006	0.0027	<0.0001	<0.0001	0.0004	0.0001	0.0001	-	-

※各地点ともに環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例に基づく類型指定はないため、上流で接する水域、下流で接する水域に適用される環境基準等を参考として示した。

※(-)内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分とその基準を示している。

※<: 定量下限値未満を示す。

42

現地調査の結果(水質:健康項目及びダイオキシン類)

準備書p.7.5-6

測定項目	単位	測定地点		環境基準	測定項目	単位	測定地点		環境基準
		放流地点上流	放流地点下流				放流地点上流	放流地点下流	
		夏季	夏季				夏季	夏季	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003	セレン	mg/L	0.002	0.002	0.01
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.87	0.88	10
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01	ふっ素	mg/L	0.82	0.86	0.8
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	0.05	ほう素	mg/L	1.2	1.2	1
砒素	mg/L	0.001	0.001	0.01	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005	ダイオキシン類	mg/L	0.38	0.34	1
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	※<: 定量下限値未満を示す。				
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02					
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002					
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004					
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	1					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006					
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01					
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01					
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002					
チラウム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006					
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003					
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02					
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01					

※<: 定量下限値未満を示す。

43

8.影響の予測・評価

水質 環境保全措置・評価結果(施設の解体・建築、施設の稼働) 準備書p.7.5-7.9

■ 環境保全措置 (施設の解体・建築に伴う水質の影響)

施設の解体・建築に伴う水質(水の濁り、有害物質)の影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

工事排水の処理

掘削により発生する湧水等については、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。

定期的な処理水の計測

処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。

■ 環境保全措置 (施設の稼働に伴う水質の影響)

施設の稼働に伴う水質(水の汚れ等)の影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

施設排水の処理

生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度を水質汚濁防止法、兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。

施設排水の低減

排水量は最大でも現有施設の約1/10以下(約60m³/日)とし、公共用水域への放流量を低減する。

定期的な処理水の計測

排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法等の届出値を上回らないよう管理を続ける。

■ 評価の結果 (施設の稼働に伴う水質の影響)

以上の環境保全措置により、施設の解体・建築、施設の稼働に伴う水質(水の濁り、有害物質、水の汚れ等)の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価した。

環境保全措置 (施設の解体・建築に伴う地下水質の影響)

施設の解体・建築に伴う地下水質の影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削

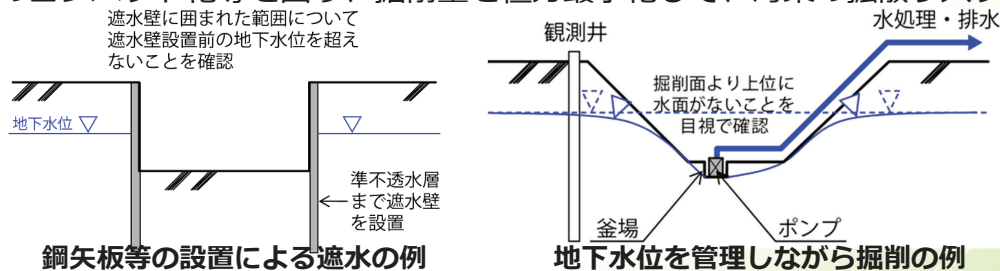
掘削の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。

ケーシング杭等の併用

準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。

掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減

地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。



評価の結果 (施設の稼働に伴う地下水質の影響)

以上の環境保全措置により、施設の解体・建築に伴う地下水質の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価した。

環境保全措置 (施設の解体・建築に伴う土壤汚染の影響)

施設の解体・建築に伴う土壤汚染の影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削

掘削の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。

掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減

地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、汚染の拡散リスクの低減を図る。

掘削土の飛散防止・流出防止

掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。

ケーシング杭等の併用

準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。

土壌(粉じん)の飛散防止

敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置し、敷地外への飛散防止を図る。

既存表土の被覆

構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層50cmを清浄土による覆土を実施する。

評価の結果 (施設の稼働に伴う土壤汚染の影響)

以上の環境保全措置により、施設の解体・建築に伴う土壤汚染の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価した。